

## 工場立地に関する準則 別表第一

業種の区分	業種内容	敷地面積に対する 生産施設の面積の 割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30 / 100
第2種	伸鉄業	40 / 100
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45 / 100
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50 / 100
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55 / 100
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60 / 100
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65 / 100